

和歌山県立医科大学バイオメディカルサイエンスセンター
検体利用に関する業務フロー

- 1 利用希望者はバイオメディカルサイエンスセンター(以下「センター」という。)へヒアリングシートにより相談する。
- 2 センターは利用希望者へ回答する。
- 3 利用希望者は研究に関する倫理審査委員会の審査を受ける。なお、倫理審査委員会は和歌山県立医科大学倫理審査委員会に限定せず、研究者の所属もしくは共同研究機関の倫理審査委員会での審査を可とする。
- 4 利用希望者はセンターへ試料・情報の利用申請をする。
- 5 センターは検体利用審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へバイオバンク試料・情報の利用申請があったことを報告し、委員長は検体利用審査委員会事務局（以下「事務局」という。）へ検体利用審査委員会の開催を指示する。
- 6 委員長は検体利用審査委員会を開催する。
- 7 事務局は審査結果をセンターへ報告する。
- 8 センターは利用希望者へ審査結果を通知する。
- 9-1 利用希望者が学外の者の場合で受託研究及び共同研究の場合、利用希望者は事務局研究推進課へ受託研究又は共同研究の申請手続きをする。
- 9-2 利用希望者が学外の者の場合で分譲の場合、利用希望者は事務局研究推進課へMTAの締結手続きを依頼する。
- 10 センターは利用希望者へ検体・情報を配布又は分譲し、大学ホームページにおいて研究情報を公開する。
- 11 利用希望者はセンターへ試料受領書を提出するとともに、検体利用料金を支払う。

12 利用希望者はセンターへ年次報告又は終了報告等を行う。